

## 第2章 事業の概要

### 1 令和3年度事業の概要

- (1) 業務状況
- (2) 工事概況
- (3) 財政状況
- (4) 経営指標に関する事項

### 2 水道料金等

- (1) 水道料金表
- (2) 水道加入金
- (3) 給水工事申請手数料

## 1 令和3年度事業の概要

### (1) 業務状況

水道事業における年度末の給水人口は168,260人になり、前年度に比べ2,732人減少し、給水件数は84,343件になり、前年度に比べ287件減少した。

年間給水量は20,176,921m<sup>3</sup>になり、前年度に比べ217,733m<sup>3</sup>の減少となった。有収水量は17,855,787m<sup>3</sup>になり、前年度に比べ252,040m<sup>3</sup>の減少となった。この結果、年間給水量に対する有収水量の割合である有収率は、前年度を0.3ポイント下回り、88.5%となった。

### (2) 建設及び改良事業

安全でおいしい水を安定的に供給するため、水道施設の建設改良に係る各種事業を推進した。

浄水場については、森山浄水場において沈殿池流入調整弁更新工事等を実施したほか、十王浄水場において監視制御装置更新工事（令和元年度から3年度までの継続事業）等を実施し、施設の改良に努めた。

送水及び配水施設については、久慈川系の施設においてポンプ更新工事等を実施するとともに、送水管については、基幹管路である第7送水管の更新工事を実施し、配水管については、緊急度の高い老朽管の更新工事を行い、施設の改良に努めた。

### (3) 財政状況

損益計算において、収益的収入は3,374,131,616円で前年度に比べ26,817,858円の減額、収益的支出は2,967,706,093円で前年度に比べ144,396,504円の減額となった。この結果、当年度の純利益は、406,425,523円となり、前年度と比べ117,578,646円増加した。

資本的収入及び支出においては、収入総額883,590,319円に対し、支出総額は2,572,549,601円で、その不足額1,688,959,282円は、当年度分損益勘定留保資金等<sup>\*</sup>で全額補填した。

#### 【※当年度分損益勘定留保資金等】

当年度分損益勘定留保資金 506,362,458円

過年度分損益勘定留保資金 762,094,414円

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 131,655,533円

減債積立金 173,308,126円

建設改良積立金 115,538,751円

#### (4) 経営指標に関する事項

令和3年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は、維持管理費の減少等により前年度比4.83ポイント増の114.90%となり、健全経営の水準とされる100%を上回っている。

また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は、維持管理費の減少等により前年度比5.18ポイント増の112.94%となり、事業に必要な費用を給水収益（水道料金）で賄えている状況とされる100%を上回っている。

(経営指標の推移)

(単位 %)

指標名	H29	H30	R元	R2	R3
経常収支比率	115.36	110.75	109.53	110.07	114.90
料金回収率	104.20	100.08	99.34	107.76	112.94

(参考) 類似団体平均値 (R2) 経常収支比率 112.36%

料金回収率 103.75%

※ 経常収支比率とは、給水収益（水道料金）や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表し、経営の健全性を示す指標である。

(計算式) 経常収支比率＝経常収益÷経常費用×100

※ 料金回収率とは、水道水の供給に要する費用を、どの程度、給水収益（水道料金）で賄えているかを表した指標であり、料金水準を評価することができる。

(計算式) 料金回収率＝供給単価÷給水原価×100

## 2 水道料金等

(1) 水道料金表（平成26年4月1日から）

水道料金（1か月につき）							
給水管 の口径	専 用 栓					特別計量栓・湯屋栓	
	基本料金	従 量 料 金 （1m <sup>3</sup> につき）				基本料金	従量料金 （1m <sup>3</sup> につき）
		第1ブロック	第2ブロック	第3ブロック	第4ブロック		
mm							
φ 13	790 円	1～10m <sup>3</sup> まで 23円				500 円	
20	1,210 円	11～20m <sup>3</sup> まで 126円				900 円	
25	1,570 円					1,270 円	
30	1,820 円		21～30m <sup>3</sup> まで 144円	31～ 100m <sup>3</sup> まで 180円	101m <sup>3</sup> 以上	1,820 円	特別計量栓 341円
40	3,000 円				219円	3,000 円	湯 屋 栓 104円
50	4,500 円	1～20m <sup>3</sup> まで 126円				4,500 円	
75	10,000 円					10,000 円	
100	17,500 円					17,500 円	
150	39,000 円					39,000 円	
200	69,000 円					69,000 円	

上記の額に、100分の110を乗じて得た額が水道料金となる。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

※令和元年10月1日 消費税改正

<算出例> 口径20mmの一般家庭で1か月の使用水量が25m<sup>3</sup>の場合

基本料金 1,210円

従量料金 2,210円（1～10m<sup>3</sup>まで 230円(@23×10)

11～20m<sup>3</sup>まで 1,260円(@126×10)

21～25m<sup>3</sup>まで 720円(@144×5)

---

小 計 3,420円×1.10=3,762円

(2) 水道加入金 (平成26年4月1日から)

(税込み)

給水管の口径	水道加入金の額	給水管の口径	水道加入金の額
φ 13 mm	29,700 円	φ 50 mm	484,000 円
φ 20 mm	66,000 円	φ 75 mm	1,100,000 円
φ 25 mm	110,000 円	φ 100 mm	1,958,000 円
φ 30 mm	176,000 円	φ 150 mm	4,400,000 円
φ 40 mm	313,500 円	φ 200 mm	7,810,000 円

「給水管の口径」とは、給水管に取り付けられるメータの口径と同口径のものをいう。

メータ口径を増加する工事の加入金の額は、新口径にかかる加入金と旧口径にかかる加入金の差額とする。

※令和元年10月1日 消費税改正

(3) 給水工事申請手数料

種 類	区 分	金 額
給 水 工 事 申 請 手 数 料	工事費が 1万円未満 1件につき	300 円
	〃 1万円以上3万円未満 〃	600 円
	〃 3万円以上5万円未満 〃	1,200 円
	〃 5万円以上10万円未満 〃	2,200 円
	〃 10万円以上15万円未満 〃	3,700 円
	〃 15万円以上20万円未満 〃	5,200 円
	〃 20万円以上 〃	工事費の3%以内
道路占用申請手数料	国、県道の占用を要するもの 〃	2,000 円
既設管検査申請手数料	水栓(蛇口) 1栓につき	200 円
指定給水装置工事事業者指定申請手数料	1件につき	10,000 円
指定給水装置工事事業者指定更新申請手数料	1件につき	10,000 円